

茨城県管理河川県央ブロックの減災に係る取組方針

平成30年 3月

茨城県管理河川県央ブロック減災対策協議会

水戸市，石岡市，笠間市，鉾田市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町，
気象庁水戸地方气象台，茨城県

目 次

- 1 はじめに
- 2 対象河川
- 3 本協議会の構成員
- 4 減災のための目標
- 5 県央ブロックの概要と主な課題
 - ・ 流域の概要
 - ・ 主な課題
 - ・ 河川改修の状況
 - ・ 主な課題
- 6 現状と課題
 - (1) 円滑かつ迅速な避難のための取組
 - (2) 的確な水防活動のための取組
 - (3) 氾濫水の排水，浸水被害軽減に関する取組
 - (4) 河川管理施設の整備等に関する取組
 - (5) 減災・防災に関する取組
- 7 概ね5年で実施する取組
 - (1) 円滑かつ迅速な避難のための取組
 - (2) 的確な水防活動のための取組
 - (3) 氾濫水の排水，浸水被害軽減に関する取組
 - (4) 河川管理施設の整備等に関する取組
 - (5) 減災・防災に関する取組
- 8 フォローアップ

参考資料 現状，課題，取組一覧表

1 はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じ、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。また、平成28年8月には北海道・東北地方を襲った一連の台風により、中小河川で氾濫が発生し、要配慮者利用施設で逃げ遅れによる被害が発生した。

このような災害を踏まえ、社会資本整備審議会において「河川分科会 大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」が設置され、平成27年12月10日には「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」、平成29年1月11日には「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が相次いで答申されたところである。

これらの答申を受け、平成29年4月28日に県央ブロックの関係8市町（水戸市、石岡市、笠間市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町）と気象庁水戸地方气象台、茨城県は、大規模氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築するため、「茨城県管理河川県央ブロック減災対策協議会」（以下、「本協議会」という。）を設立した。

こうした中、平成29年6月20日に国土交通省では、「水防災意識社会 再構築」に向け、関係者が協力して概ね5年で緊急的に実施すべき事項について、32項目からなる「緊急行動計画」を取りまとめたところである。

本協議会では、「緊急行動計画」に基づき、各構成員が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進していくとともに、継続的にフォローアップを行っていく。

なお、本取組方針は本協議会規約第6条に基づき作成したものである。

2 対象河川

県管理河川名	主な沿川市町村	備考
湊沼川 (湊沼を含む)	笠間市, 鉾田市, 茨城町, 大洗町, 城里町	
巴川	石岡市, 笠間市, 鉾田市, 小美玉市, 茨城町	
石川川	水戸市, 大洗町	
後谷川	大洗町, 茨城町	
若宮川	茨城町	
寛政川	茨城町	
湊沼前川	水戸市, 笠間市, 茨城町	
枝折川	笠間市, 茨城町	
桜川 (笠間)	笠間市	
随光寺川	笠間市	
二反田川	笠間市	
稲田川	笠間市	
稲田沢川	笠間市	
福原川	笠間市	
片庭川	笠間市	
間黒川	笠間市	
飯田川	笠間市	
湊沼川導水路	笠間市	
新川	水戸市	
桜川	水戸市	
沢渡川	水戸市	

県管理河川名	主な沿川市町村	備考
逆川	水戸市	
堀川	水戸市	
内川	水戸市	
前田川	水戸市	
境川	水戸市	
田野川	水戸市	
楮川	水戸市	
藤井川	水戸市, 城里町	
西田川	水戸市, 城里町	
前沢川	水戸市, 城里町	
塩子川	城里町	
大開川	城里町	
京内畑川	城里町	
北ノ根川	城里町	
大谷原川	城里町	
郷戸川	城里町	
江川	城里町	
桂川	城里町	
岩船川	城里町	
東川	城里町	
梶無川	小美玉市, (行方市)	鹿行ブロックと重複
園部川	石岡市, 小美玉市	

() 内は、他ブロックに含まれる市町村

3 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関		構成員
水戸市		市長
石岡市		市長
笠間市		市長
鉾田市		市長
小美玉市		市長
茨城町		町長
大洗町		町長
城里町		町長
気象庁水戸地方気象台		台長
茨城県		
生活環境部	防災・危機管理局	
	防災・危機管理課長	課長
土木部	河川課長	課長
土木部	水戸土木事務所長	所長
土木部	鉾田工事事務所長	所長

また、情報提供や技術的助言を受けるため、オブザーバーとして以下の機関を置く。

構成機関		
国土交通省	関東地方整備局	霞ヶ浦河川事務所
国土交通省	関東地方整備局	常陸河川国道事務所
国土交通省	関東地方整備局	霞ヶ浦導水工事事務所
独立行政法人	水資源機構	利根川下流総合管理所



茨城県管理河川県央ブロック減災対策協議会位置図

4 減災のための目標

平成 29 年 4 月 28 日に開催した第 1 回の本協議会において、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 33 年度までに達成すべき減災目標を以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

潤沼川をはじめとする県管理河川の大規模水害に対し、『逃げ遅れによる人的被害をなくすこと』、『地域社会機能の継続性を確保すること』を目指す。

上記目標の達成に向け、洪水を河川内で安全に流すハード対策に加え、県央ブロックの県管理河川において、以下の項目を 2 本柱とした取組を実施する。

- ①水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現する
- ②治水対策の重点化、集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る。

5 県央ブロックの概要と主な課題

【流域の概要】

那珂川圏域には、桜川、藤井川など48河川（うち県央ブロック23河川）あり、水戸市、ひたちなか市、笠間市、那珂市、常陸大宮市、茨城町、城里町の7市町で構成される圏域面積約600 km²の地域である。

涸沼川圏域には、涸沼川、石川川など18河川（うち県央ブロック17河川）あり、水戸市、笠間市、茨城町、鉾田市、大洗町、城里町の6市町から構成される圏域面積約450km²の地域である。

霞ヶ浦圏域には、園部川、巴川など48河川（うち県央ブロック2河川）あり、圏域面積約2,100 km²の地域である。

【過去の被害状況】

洪水	那珂川圏域			涸沼圏域			霞ヶ浦圏域		
	雨量(mm)		被害状況	雨量(mm)		被害状況	雨量(mm)		被害状況
	観測所	24h雨量	浸水家屋数(棟)	観測所	24h雨量	浸水家屋数(棟)	観測所	24h雨量	浸水家屋数(棟)
S61.8 台風第10号	水戸	244	1,222	笠間	280	551	館野	239	3,544
H2.12 風浪				笠間	26	1			
H3.9 台風第18号, 豪雨風浪	水戸	212	87	笠間	179	86			
H3.10 台風第21号, 風浪				笠間	100	33	館野	192	1,309
H4.10 豪雨				笠間	86	1			
H5.11 豪雨, 風浪				笠間	148	1			
H8.9 台風第17号, 豪雨	水戸	207	2	笠間	169	1			
H10.8 豪雨	笠間	153	28	笠間	153	7	館野	153	15
H11.7 豪雨	水戸	153	18						
H14.7 台風第6号, 豪雨	水戸	137	15						
H23.9 台風第15号, 豪雨	水戸	165	17				館野	154	8
H25.10 台風26号							館野	173	421
H26.10 台風第18号, 豪雨	水戸	191	2						

【河川改修の状況】

河川工事の施工場所は、下表に示す河川の流下能力が不足している箇所及び洪水調節のための調整池である。

河川名	区間	延長等	種類
桜川	市道（千波大橋）～市道（桜川橋）	約 4.2km	河道改修
	桜川調節池	1箇所	調節池
	桜川～千波湖	1箇所	導水施設
沢渡川	桜川合流点～国道 50 号(石川橋)	約 2.9km	河道改修
	沢渡川調節池	1箇所	調節池
藤井川	国道 123 号上流～ 県道石岡城里線(小松橋)	約 4.3km	河道改修
湊沼川	JR 常磐線橋梁～国道 50 号橋梁	約 11.7km	河道改修
	湊沼(湖)	約 8.4km	環境整備
湊沼前川	湊沼川合流点～大畑橋	約 4.1km	河道改修
石川川	湊沼川合流点～森戸橋	約 2.4km	河道改修
園部川	小美玉市羽鳥上ノ堰付近～ 石岡市山崎新谷付近	約 2.2km	河道改修
巴川	北浦橋～本田橋付近	約 8.5km	河道改修

【主な課題】

河川沿いの宅地開発などにより、土地利用形態が大きく変化したため、未改修区間について早急に整備を進めていく必要がある。

また、各河川の流下能力を上回る洪水等に備え、情報提供の充実や関係機関・地域住民との連携強化等に努める必要がある。

6 現状と課題

各構成員が現在実施している主な減災に係る取組の現状と課題は、以下のとおりである。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

※現状：○，課題：●（以下同様）

項目	現状と課題	
情報伝達、避難計画等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○県管理河川のうち、水位周知河川についてホットラインを構築 ○新たなガイドライン（H29.1）の内容を反映し、地域防災計画を改定 ○台風を想定したタイムラインを作成 ○住民参加の総合防災訓練を実施 ○防災無線を設置 ○水位周知河川等における登録型の情報発信を実施 ○要配慮者利用施設の施設管理者を対象とし、避難計画の作成に関する説明会を開催 ●水位計や基準水位のない河川や局地的な集中豪雨にも対応したホットラインやタイムラインの作成が必要 ●総合防災訓練への住民の参加率向上が必要 ●避難勧告等に関するガイドライン（H29.1）に基づくマニュアルの見直しが必要 ●情報弱者や外国人への伝達方法が不十分 ●社会資本整備審議会の答申に基づく、水位周知河川の追加指定が必要 ●分りやすい水位情報提供が必要 ●県管理河川における広域避難の必要性について確認が必要 ●要配慮者利用施設の施設管理者の意識向上が必要 ●避難行動要支援者への支援者のなり手が少なく、個別計画の作成が進まない 	<ul style="list-style-type: none"> A B C D E F G H I

<p>平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項</p>	<p>○洪水予報河川及び水位周知河川について、想定最大規模に対応した浸水想定区域図を公表</p> <p>○前回の浸水想定区域図に対応したハザードマップを作成済。</p> <p>○浸水実績について把握</p> <p>○防災のしおりの全戸配布により啓発を実施</p> <p>○教員を対象に外部講師を招いて研修会を実施</p> <p>○小学生を対象にいばらき防災ハンドブックを活用した学習，地域の防災マップの作成，避難訓練を開催</p> <p>○出前講座等を活用した講習会を実施</p> <p>○水防災に関する問合せ窓口を設置</p> <p>●洪水ハザードマップの基となる洪水浸水想定区域図（水位周知河川等）がない</p> <p>●内水ハザードマップの基となる内水浸水想定区域図がない</p> <p>●まるごとまちごとハザードマップをどの程度まで実施すればいいのかわからない</p> <p>●浸水実績がデータベース等になっていない</p> <p>●住民が水害の事前準備をする際の明確な問い合わせ先がない</p> <p>●住民・教員・小学生の水防災意識の更なる向上が必要</p>	<p>J</p> <p>K</p> <p>L</p> <p>M</p> <p>N</p> <p>O</p>
<p>円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項</p>	<p>○茨城県河川情報システムにより雨量，水位等の観測データ，河川の状況を把握</p> <p>●水位計等の観測機器の増設</p>	<p>P</p>

(2) 的確な水防活動のための取組

項目	現状と課題	
水防体制の強化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○河川管理者と水防管理者による共同点検を実施 ○広報誌やホームページ、ポスターにより水防団員（消防団員）等を募集 ○建設業協会等と協定を締結 ●共同点検の継続が必要 ●水防団員の高齢化、減少 ●団員募集の効果的な広報が必要 ●関係機関が連携した水防訓練の継続が必要 	Q R S T
市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○水害時に行政機能を維持するBCPを策定 ●分りやすい水位情報提供が必要 ●BCPの職員への周知徹底が必要 ●浸水区域内に庁舎や重要施設が立地 ●民間事業者が水防災に関する認識を高める機会が少ない 	F U V W

(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

項目	現状と課題	
排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ○国交省の排水ポンプ車等の操作講習会に参加 ●排水先の確認及び排水計画の策定が必要 	X
浸水被害軽減地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> ●区域の把握ができていない 	Y

(4) 河川管理施設の整備等に関する取組

項目	現状と課題	
洪水氾濫を未然に防ぐ対策	<ul style="list-style-type: none"> ○着実に治水効果を発現させるため、背後地の人口・資産状況や近年の浸水被害状況等を勘案して、治水対策の重点化・効率化を実施 ●河川堤防など多くの未整備箇所の整備が必要 	Z
ダム再生の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○各ダムにおいて定められた操作規則に基づき、洪水調節操作を実施 ●国の取り組み状況の把握が必要 	A A
河川の適切な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ○出水期前の河川総点検の実施 ○点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木及び土砂撤去など適切な維持管理を実施 ●堤防等の変状の発見や補修、堆積土砂の撤去など適切な維持管理に加え、施設管理者の特定が必要 ●老朽化により排水機場などの機能低下が懸念されることから、計画的な維持管理が必要 	A B A C

(5) 減災・防災に関する取組

項目	現状と課題	
適切な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○関係部署での情報の共有 ●正確な浸水実績の把握が必要 	A D
災害時及び災害復旧に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○県が実施する講習会へ参加 ●災害復旧経験者（技術者）の人員不足 ●職員の技術力向上が必要 	A E A F

7 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

	主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
①	洪水時における河川管理者からの情報提供等	A	平成30年度から 順次実施	市町村, 茨城県
②	避難勧告等発令の対象区域, 判断基準等の確認	A, B C, D	平成29年度から 順次実施	協議会全体
③	水害危険性の周知促進	E	平成29年度から 順次実施	茨城県
④	ICT を活用した洪水情報の提供に向けた検討	F	平成30年度から 順次実施	市町村, 茨城県
⑤	広域避難体制の構築	G	平成30年度から 順次実施	市町村, 茨城県
⑥	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	H, I	引き続き実施	市町村, 茨城県
⑦	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	J	順次実施	茨城県
⑧	水害ハザードマップの改良, 周知, 活用	J, K L	平成29年度から 順次実施	市町村
⑨	浸水実績等の周知	A, D M	平成30年度から 順次実施	市町村, 茨城県

⑩	防災教育の促進	N, O	平成29年度から 順次実施	協議会全体
⑪	危機管理型水位計, 河川監視用カメラの整備	P	引き続き実施	市町村, 茨城県

(2) 的確な水防活動のための取組

	主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
①	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	Q	引き続き実施	市町村, 茨城県
②	水防に関する広報の充実	R, S	引き続き実施	協議会全体
③	水防訓練の充実	T	平成30年度から 順次実施	協議会全体
④	水防団体間の連携, 協力に関する検討	T	平成30年度から 順次実施	市町村
⑤	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	F, J	引き続き実施	協議会全体
⑥	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実	U, V W	平成30年度から 順次実施	市町村, 茨城県

(3) 氾濫水の排水, 浸水被害軽減に関する取組

	主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
①	排水施設, 排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	X	平成30年度から 順次実施	市町村, 茨城県
②	災害危険区域の指定に向けた検討	Y	平成30年度から 順次実施	市町村, 茨城県

(4) 河川管理施設の整備等に関する取組

	主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
①	堤防等河川管理施設の整備	Z	平成29年度から 順次実施	茨城県
②	ダム再生の推進	A A	平成30年度から 順次実施	茨城県
③	樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	A B, A C	平成29年度から 順次実施	市町村, 茨城県
④	河川管理の高度化の検討	A B, A C	平成30年度から 順次実施	茨城県

(5) 減災・防災に関する取組

	主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
①	適切な土地利用の促進	A D	平成30年度から 順次実施	市町村, 茨城県
②	災害時及び災害復旧に対する支援	A E, A F	平成30年度から 順次実施	協議会全体

8 フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年本格的な台風シーズン前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、見直しにあたっては、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、行うこととする。

参考資料

- (1) 【現状】
- (2) 【課題】
- (3) 【取組】 概ね5年で実施する取組

(1)現状

対象外
未実施

実施する施策	取組内容	水戸市 現在の取組状況	石岡市 現在の取組状況	笠間市 現在の取組状況	鉾田市 現在の取組状況	小美玉市 現在の取組状況	茨城町 現在の取組状況	大洗町 現在の取組状況	城里町 現在の取組状況	気象庁 現在の取組状況	茨城県 現在の取組状況
(1)大規模氾濫減災協議会の設置											
大規模氾濫減災協議会の設置	県管理河川を対象として、国、県、市町村、関係機関からなる減災対策協議会及び幹事会を設置し、減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築する	H29.4.28県央ブロック減災対策協議会設立	・実施中	H29.4.28県央ブロック減災対策協議会設立	減災対策協議会に参加	H29.4.28県央ブロック減災対策協議会設立 ハザードマップを配布し、住民の水防災意識高揚に取り組んでいる。	H29.4.28県央ブロック減災対策協議会設立	H29.4.28県央ブロック減災対策協議会設立	H29.4.28県央ブロック減災対策協議会設立	委員・幹事として参加している	県管理河川の流域が概ねブロック単位に収まるよう県内を6ブロックに分け、H29年5月末までに協議会及び幹事会を設置
(2)円滑かつ迅速な避難のための取組											
①情報伝達、避難計画等に関する事項											
洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	洪水予報河川及び水位周知河川を対象としたホットライン体制の構築	直轄河川については構築済み。	・洪水予報河川(水位周知河川)についてホットラインの構築済	洪水予報河川(水位周知河川)についてホットラインの構築済	・洪水予報河川(水位周知河川)についてホットラインの構築済	構築している	平成29年8月に構築	常陸河川国道事務所長と大洗町長の連絡体制を構築済み	常陸河川国道事務所長と城里町長の連絡体制を構築済み		洪水予報河川及び水位周知河川について、関係市町とホットラインを構築。
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	「避難勧告等に関するガイドライン(H29.1)」に基づく避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し	ガイドラインの内容を反映し、市地域防災計画を改定。	・前ガイドラインに基づいたマニュアルは作成済	マニュアルは策定済。	・従前のガイドラインに基づいたマニュアルは作成済、新ガイドラインに対応した見直し中	市地域防災計画に反映済み	現在は町地域防災計画に掲載している避難勧告等の目安で運用している。マニュアルはない。	関係機関と協議予定	マニュアル作成中		洪水予報河川及び水位周知河川については、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)及び伝達方法を設定
	住民(自治会未加入世帯、高齢者、外国人等)への確実な情報伝達方法の確立	緊急連絡メール、防災行政無線、広報車等にて実施。	・防災行政無線(戸別受信機含む)、Lアラート、市HP、市登録制配信メール等を用いて情報伝達を行なう	県防災情報ネットワークシステム、防災行政無線、メール等により周知する。	・防災情報ネットワークシステム ・防災行政無線、メール配信システムを整備	防災行政無線の他に防災メールや市ホームページなどで情報伝達を行っている。	平成29年度より公衆無線LAN環境整備支援事業を活用し、2年間で災害時に避難所及び公園にアクセスポイントを設置する。	戸別受信機の全戸配布	防災行政無線のデジタル化の検討		Lアラート、緊急連絡メールと連携可能な防災情報ネットワークシステムを構築。茨城県河川情報システムの一部を多言語化
	避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	直轄河川管理区間沿川の避難勧告の発令等に着目したタイムラインを作成済み。	・タイムラインの作成に向けて検討中	台風を想定したタイムラインを作成している。	タイムラインの作成に向け検討中	—	水戸土木事務所長と首長間で、水位周知河川瀬沼川についてホットラインを構築済み、タイムラインはまだ。	—	タイムライン検討中		タイムラインの作成に向け検討中
	タイムライン(ホットラインを含む)に基づく首長も参加した実践的な訓練	直轄河川管理区間沿川の避難勧告の発令等に着目したタイムラインを構築済み。	・洪水予報河川(水位周知河川)についてホットラインの構築済	—	—	参加している	—	—	タイムライン作成後に検討する		団上型防災訓練実施支援ワーキンググループを設置
	住民が参加する避難訓練	洪水ハザードマップに「マイマップ・マイタイムライン」を掲載し、市民への研修を行うとともに、洪水をはじめとする総合的な避難訓練を行い、避難方法の周知徹底に努めている。	—	笠間市総合防災訓練において実施している。	—	総合防災訓練にて実施している	—	未実施(津波災害時の避難訓練は実施)	タイムライン作成後に検討する		市町村と合同で実施する総合防災訓練で避難訓練を実施
	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警戒級の現象」等の改善(水害時の情報入手のしやすさをサポート)	—	—	—	—	—	—	—	—		平成29年5月17日より提供開始
水害危険性の周知促進	水位周知河川の指定推進	—	—	—	—	—	—	—	—		今年度新たに2河川を追加指定し16河川を指定済。
ICTを活用した洪水情報の提供	プッシュ型の洪水予報等の情報発信	広報車、緊急連絡メール、防災行政無線等にて実施	—	—	—	防災行政無線の他に防災メールや市ホームページなどで情報伝達	—	関東地方整備局による緊急連絡メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を登録済み	—		防災情報ネットワークシステムに登録することで、洪水予報河川及び水位周知河川にかけメールを配信
隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等	広域避難計画の策定	広域避難計画は、策定していないが、市外への避難について、隣接自治体との連携により緊急避難場所を設けている。	—	—	・現時点では必要性はなし	—	—	検討中	現時点で必要性はない		広域避難検討ワーキンググループを設置
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	防災情報等に関する説明会の開催	国の浸水想定区域の見直しに伴い、避難計画作成のための説明会を実施	—	災害支援協定連絡会議において説明	—	—	—	施設管理者への周知を実施予定	浸水想定区域内に施設がないため、該当なし	12月22日茨城県庁 9階 講堂 44市町村の防災、福祉担当者 約200名 2月3日 常陸大宮文化センター 要配慮者施設管理者 約500名 2月7日 常陸市地域交流センター 要配慮者施設管理者 約600名 2月14日 小美玉市小川文化センター 要配慮者施設管理者 約600名	要配慮者支援施設管理者へ説明会を実施
	避難確保計画の実行性・継続性確保のための点検	国の浸水想定区域の見直しに伴い、避難計画作成のための説明会を実施	—	災害支援協定連絡会議において説明	—	—	—	施設管理者への周知を実施予定	浸水想定区域内に施設がないため、該当なし	避難確保計画作成の支援	—
	避難行動要支援者個別計画の作成等の促進	要支援者名簿、支援マニュアルを作成し、平時・災害時の支援を構築	個別計画作成済	個別計画作成済	—	策定中	福祉部門での作成中	担当課で作成中	浸水想定区域内に施設がないため、該当なし	—	—
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項											
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	想定最大規模降雨による浸水想定区域図、家屋倒壊危険区域の公表	—	想定最大規模降雨による浸水想定区域図をホームページで公表している。	—	—	町HPに瀬沼川の浸水想定区域を公表	未実施 (想定最大規模降雨による浸水想定区域図については、H30年度にハザードマップを作成予定)	—	—		洪水予報河川及び水位周知河川17河川について洪水浸水想定区域図を公表済
水害ハザードマップの改良、周知、活用	洪水ハザードマップの更新・周知	国が公表した新たな浸水想定区域図に基づき、ハザードマップを更新、配布済み。	・前回の浸水想定区域図(霞ヶ浦)に対応したハザードマップは作成済 ・更新された浸水想定区域図に対応したハ	ハザードマップの全戸配布・HPへの掲載済	・前回の浸水想定区域図に対応したハザードマップは作成済。	—	次年度予算要求予定。	ハザードマップの全戸配布・HPへの掲載済	更新の検討		洪水予報河川及び水位周知河川17河川について洪水浸水想定区域図を公表済
	内水ハザードマップの作成・周知	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	まるとまちごとハザードマップの作成・拡充	—	—	—	—	—	市内全域を網羅したハザードマップを作成済み	—	—		—
浸水実績等の周知	【再掲】住民(自治会未加入世帯、高齢者、外国人等)への確実な情報伝達方法の確立	緊急連絡メール、防災行政無線、広報車等にて実施。	・防災行政無線(戸別受信機含む)、Lアラート、市HP、市登録制配信メール等を用いて情報伝達を行なう	県防災情報ネットワークシステム、防災行政無線、メール等により周知する。	・防災情報ネットワークシステム ・防災行政無線、メール配信システムを整備	防災行政無線や水位警報サイレン吹鳴を実施	防災無線、広報車、町HPによる情報発信	戸別受信機の全戸配布	防災行政無線、メール等による周知		Lアラート、緊急連絡メールと連携可能な防災情報ネットワークシステムを構築。茨城県水防情報テレメータシステムの一部を多言語化
	浸水実績の把握及び周知	水害統計を実施	—	浸水実績を把握し関係部署で情報を共有している。	過去の資料により把握済	—	各年度の浸水実績は防災担当が把握している	ハザードマップに浸水被害の実績を掲載	浸水実績は防災担当が把握		水害統計調査により実施
防災教育の促進	水害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	設置済	・市防災担当にて実施	設置済み	・災害対応窓口を明確にしている	—	問い合わせ窓口の設置について検討	設置済み	総務課で対応する		県庁河川課内に窓口を設置
	水防災に関する啓発・説明会(及び避難訓練)の実施	地域ごとに実施	・市防災担当による出前講座を実施	—	ハザードマップを配布済み	水害リスクのある地域へ今後説明会の開催を検討	未実施(津波災害時の避難訓練は実施)	—	—		県庁2階でパネル展を実施
	教員を対象とした講習会の実施	直轄河川においては実施	・学校防災を兼ねて一度実施	笠間市学校防災推進委員会を開催し外部講師を招いての研修会を開催している。	—	—	教育委員会との協議検討	—	—		学校防災に向け出前講座を毎年実施している。
	小学生を対象とした防災教育の実施	小学校と連携し随時実施	・市防災担当による出前講座を実施	—	—	—	教育委員会との協議検討	—	—		小学校への出前講座及び小学生を対象としたワークショップの実施
出前講座等を活用した講習会の実施	各地域、学校との連携連携により実施	・実施中	防災担当が各地域に出向いて防災に関する出前講座を実施。	—	講師派遣依頼に基づき市職員による講演を実施	—	—	—		防災士講座及び自治体向けワークショップの実施	依頼があれば対応する
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項											
危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	国や県のシステムを活用し、雨量、水位等の観測データを把握している	・市内恋瀬川4箇所、園部川1箇所にも水位計設置 ・雨量計5台設置 ・河川カメラ2台設置予定(H30)	茨城県河川情報システムにより雨量、水位等の観測データ、河川の状況を把握している。	・県河川情報システムにより水位等の観測データ、河川の状況を把握している	カメラによる水位監視を行っている	観測データの監視は実施している。但し、茨城県が設置している河川のみ	県河川課による監視カメラの設置	国・県のシステムを活用し、雨量・水位等の観測データを把握している。		県HP(茨城県河川情報ネットワーク)により、公開中

実施する施策	取組内容	水戸市 現在の取り組み状況	石岡市 現在の取り組み状況	笠間市 現在の取り組み状況	鉢田市 現在の取り組み状況	小美玉市 現在の取り組み状況	茨城県 現在の取り組み状況	大洗町 現在の取り組み状況	城里町 現在の取り組み状況	気象庁 現在の取り組み状況	茨城県 現在の取り組み状況	
(3) 的確な水防活動のための取組												
①水防体制の強化に関する事項												
重要水防箇所 の再見し及び水 防資機材の確認	水防活動を支援するための新技術を活用した水 防資機材等の配備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	水のうを全12事務所配備	
	水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の 実施	連絡体制を構築しており、導入時に通信確認 を行っている	—	—	—	—	—	—	—	—	国・県・市合同で行う出水期前の伝達演習を 実施	
	水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスク が高い区間の共同点検	実施済み	—	—	—	—	—	—	—	—	出水期前に水防管理者と実施	
	水防に関する広 報の充実(水防 団確保に係る取 組)	水防活動の担い手となる水防団員・協力団体の 募集・指定を促進	広報誌やホームページ、ポスターで募集	—	—	—	—	—	—	—	—	県庁2階でパネル展を実施
	水防訓練の充 実	【再掲】水防団等への連絡体制の再確認と伝達 訓練の実施	連絡体制を構築しており、導入時に通信確認 を行っている	—	—	—	—	—	—	—	—	国・県・市合同で行う出水期前の伝達演習を 実施
水防団間での連 携、協力に関す る検討	関係機関が連携した実働水防訓練の実施	実施済み	—	—	—	—	—	—	—	—	出水期前頃に水防管理者と実施	
	地域建設業者による水防支援体制の検討・構 築	建設業協同組合と協定を締結し、水害時 に対応している	—	—	—	—	—	—	—	—	建設業協会と災害協定を締結済み	
②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項												
市町村庁舎や 災害拠点病院 等の施設関係 者への情報伝 達の充実	水害時に行政機能を維持するBCPの策定	策定済み	検討中	—	—	—	—	—	—	—	洪水予報河川及び水位周知河川17河川 について洪水浸水想定区域図を公表済 防災無線電話や防災情報ネットワークシス テムを病院等へ設置	
	幹線道路、鉄道や市役所など重要施設の浸水対 策	施設ごとに浸水対策を推進	検討中	—	—	—	—	—	—	—	洪水予報河川及び水位周知河川17河川 について洪水浸水想定区域図を公表済	
	浸水時においても災害活動を継続するための施 設の整備及び自家発電装置等の耐水化	新庁舎建設工事中	検討中	—	—	—	—	—	—	—	独自の家電設備を有し、自家発電につい ては燃料補給なしの3日間の連続運転が可 能	
	水害に対応した企業BCP策定への支援	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組												
排水施設、排水 資機材の通用 方法の改善及び 排水施設の整 備等	緊急排水計画の作成及び排水訓練の実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	洪水予報河川及び水位周知河川17河川 について洪水浸水想定区域図を公表済 国土交通省の排水ポンプ車の操作講習会 に参加	
	【再掲】浸水実績の把握及び周知	水害統計を実施	—	—	—	—	—	—	—	—	水害統計調査により実施	
(5) 河川管理施設の整備等に関する事項												
堤防等河川管 理施設の整備 (洪水氾濫を本 然に防ぐ対策)	財政的制約がある中、着実に治水効果を発現さ せるため、背後地の人口・資産状況や近年の浸 水被害状況等を勘案して、治水対策の重点化・ 効率化を進める。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	着実に治水効果を発現させるため、背後地 の人口・資産状況や近年の浸水被害状況等 を勘案して、治水対策の重点化・効率化を 実施	
	ため池や既存調整池などの施設管理者と連携 し、その機能の保全・有効活用し、貯留機能を最 大限確保する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	県内では、治水対策を目的とした「ため池」等 の活用事例はない。	
	出水期前の河川総点検の実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	出水期前の河川総点検の実施	
	点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木 及び土砂撤去など適切な維持管理を実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	出水期前の河川総点検の実施 河川緊急減災対策事業」により、土砂撤去、 樹木伐採等を実施。H28年度は30か所を計 画し、38箇所を実施。	
	地域の安全度をバランス良く向上させるため、近 年の浸水被害状況や現況汎下能力等を踏まえ て、治水対策を行う。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	下流から順次整備することを基本としている が、近年の浸水被害状況等を踏まえながら 必要に応じて上流・中流部の暫定的な整備を 実施している。	
近年の降雨状況を踏まえ、河川整備計画の策定 促進と適切な見直し	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
ダム再生の推進	ダムの暫定的な運用方法の検討	—	—	—	—	—	—	—	—	—	各ダムにおいて定められた操作規則に基づ き、洪水調節操作を実施	
樋門・樋管等 の施設の確実な 運用体制の確保	河川管理施設の調査の実施	管理者は特定済	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
河川管理の高 度化の検討	ドローンによる調査、測量など、ICT等の最新技 術の活用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他	【再掲】出水期前の河川総点検の実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	出水期前の河川総点検の実施	
	点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木 及び土砂撤去など適切な維持管理を実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	出水期前の河川総点検の実施 河川緊急減災対策事業」により、土砂撤去、 樹木伐採等を実施。H28年度は30か所を計 画し、38箇所を実施。	
(6) 減災・防災に関する国の支援												
適切な土地利用 の促進	【再掲】浸水実績の把握及び周知	水害統計を実施	—	—	—	—	—	—	—	—	水害統計調査により実施	
	災害危険区域の指定促進に向けた検討	リスクを踏まえ、現状において、追加指定の 予定はない	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
災害時及び災害 復旧に対する支 援	災害対応力の向上にかかる取組	県が実施する講習会へ参加等	—	—	—	—	—	—	—	—	県職員や市町村職員を対象とした災害復旧 講習会を実施	

(2)課題

対象外
未実施

実施する施策	取組内容	水戸市 課題	石岡市 課題	笠間市 課題	鉾田市 課題	小美玉市 課題	茨城町 課題	大洗町 課題	城里町 課題	気象庁 課題	茨城県 課題
(1)大規模氾濫減災協議会の設置											
大規模氾濫減災協議会の設置	県管理河川を対象として、国、県、市町村、関係機関からなる減災対策協議会及び幹事会を設置し、減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築する	取組について、国・県・市で調整・連携をしていく必要がある。	取組について、国・県・市で調整・連携をしていく必要がある。	取組について、国・県・市で調整・連携をしていく必要がある。	取組について、国・県・市で調整・連携をしていく必要がある。	—	水防災意識社会再構築ビジョンに基づく取組の美効	—	—	国・県合わせて10箇所減災対策協議会の委員・幹事となっているため開催への対応が課題	減災の取組の継続性及び実効性の確保
(2)円滑かつ迅速な避難のための取組											
①情報伝達、避難計画等に関する事項											
洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	洪水予報河川及び水位周知河川を対象としたホットライン体制の構築	県管理河川には洪水予報河川及び水位周知河川が無いため未構築	・形骸化する恐れがある	—	—	—	—	—	—	—	水位周知河川以外(水位計や基準水位のない河川)の対応
避難勧告等に関するガイドライン(H29.1)に基づく避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し	「避難勧告等に関するガイドライン(H29.1)」に基づく避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し	—	・ガイドライン及び洪水浸水想定区域図の見直しに伴い、マニュアルの見直しが必要	ガイドラインに基づくマニュアルの見直し	・新ガイドラインに基づくマニュアルの見直しが必要。	—	ガイドラインに沿った見直しが必要。	・避難勧告等の定量的な発令基準の策定 一 濁沼川の水位観測所(濁沼橋)において、避難勧告等の発令基準水位が設定されていないため、定量的な基準を策定できていない。 また、濁沼川は上流での水位や雨量が低くても、潮汐の影響による那珂川からの流入により水位が上昇する可能性がある。このことから、定量的な発令基準を設けず、実際の濁沼川の状態・上流の水位や雨量、潮汐によって避難勧告等を発令しているのが現状。	ガイドラインに基づくマニュアルの作成が必要。	—	すべての市町村で新ガイドラインに基づく見直しが行われていない
住民(自治会未加入世帯、高齢者、外国人等)への確実な情報伝達方法の確立	住民(自治会未加入世帯、高齢者、外国人等)への確実な情報伝達方法の確立	・防災行政無線の老朽化・デジタル化 ・市民への啓発を継続すること。 ・伝達方法の強化	・情報弱者や外国人への伝達方法が不十分	・防災無線設備のデジタル化等への対応 ・情報弱者や外国人への伝達方法が不十分	・防災無線設備のデジタル化への対応	情報弱者への情報提供の手段確保	設置箇所に限られる。	・防災行政無線のデジタル化への対応 ・外国人への情報伝達手段	情報弱者への情報提供手段の確保	—	防災情報ネットワークシステム及び茨城県水防情報テレメータシステムの認知度不足
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	県管理河川には洪水予報河川(水位周知河川)が無いため未作成 ※現在は、直轄河川に関するタイムラインを準用し対応している。	・タイムラインが未作成 ・水位計や基準水位のない河川がある ・局地的な豪雨に対応したタイムラインの作成が必要	局地的な集中豪雨によるタイムラインの作成。	・タイムラインが未作成 ・水位計や基準水位のない河川がある	—	タイムラインの作成	・避難勧告等の定量的な発令基準の策定 一 濁沼川の水位観測所(濁沼橋)において、避難勧告等の発令基準水位が設定されていないため、定量的な基準を策定できていない。 また、濁沼川は上流での水位や雨量が低くても、潮汐の影響による那珂川からの流入により水位が上昇する可能性がある。このことから、定量的な発令基準を設けず、実際の濁沼川の状態・上流の水位や雨量、潮汐によって避難勧告等を発令しているのが現状。	水位計の無い河川が多くあり、定量的な基準を策定できない	—	—
タイムライン(ホットラインを含む)に基づく首長も参加した実践的な訓練	タイムライン(ホットラインを含む)に基づく首長も参加した実践的な訓練	県管理河川には洪水予報河川(水位周知河川)が無い。	・タイムライン等が未作成	訓練内容	・タイムラインが未作成 ・実施主体確認、訓練内容	—	知見が無い。	タイムラインが未策定	タイムラインが未策定	—	—
住民が参加する避難訓練	住民が参加する避難訓練	継続し、市民協働による円滑かつ迅速な避難体制のより一層の推進を図ること。	・訓練の規模や日程調整が課題 ・水害に着目した訓練の未実施	・訓練の規模や日程調整が課題 ・水害に着目した訓練が未実施	・タイムラインが未作成 ・実施主体確認、訓練内容	参加住民数の減少	知見が無い。	住民の参加率	知見が無い。	—	—
気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のしやすさをサポート)	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のしやすさをサポート)	—	—	—	—	—	—	—	—	周知・広報の徹底	—
水害危険性の周知促進	水位周知河川の指定推進	—	—	—	—	—	—	—	—	—	社会資本整備審議会での答申に基づく、水位周知河川の追加指定が必要
ICTを活用した洪水情報の提供	ブッシュ型の洪水予報等の情報発信	防災行政無線の老朽化・デジタル化	・洪水予報河川しか対応していない	—	・洪水予報河川しか対応していない。	—	検討の場に出ていない。	—	—	—	分かりやすい水位情報の提供
隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等	広域避難計画の策定	緊急避難所の運営マニュアル等の策定	・更新された浸水想定区域図の範囲において、広域避難が必要な地域の把握 ・広域避難に係る避難先自治体との調整	—	・現時点では必要性なし	—	町内避難所で収容仕切れるのか、未検討である。	濁沼川が氾濫した場合に避難所へのルートがなくなってしまう地域がある	現時点では必要性が無い	—	県管理河川において広域避難計画の必要性の確認
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	防災情報等に関する説明会の開催	施設管理者の意識の向上	・施設管理者の理解度を高める工夫が必要である	災害支援協定連絡会議におけるの周知徹底	施設管理者の意識向上	—	水防法改正に伴う管理者との協議の検討	施設管理者の理解・協力	—	説明した内容をどの位理解されたか	進捗状況の確認
	避難確保計画の実行性・継続性確保のための点検	施設管理者の意識の向上	・避難確保計画の作成状況の把握	災害支援協定連絡会議におけるの周知徹底	施設管理者の意識向上	—	水防法改正に伴う管理者との協議の検討	地域防災計画へ浸水のおそれのある場所に立地する要配慮者施設の記載	—	支援の周知・広報	進捗状況の確認
	避難行動要支援者個別計画の作成等の促進	実効性のある支援体制の構築	・個別計画の見直しの検討	支援者の確保	・避難行動要支援者の実数が不明確	—	福祉部門に未確認	—	個別計画が未作成	—	進捗状況の確認
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項											
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	想定最大規模降雨による浸水想定区域図、家屋倒壊危険区域の公表	—	—	—	—	—	ハザードマップの作成	—	—	—	社会資本整備審議会での答申に基づく、水位周知河川の追加指定が必要
水害ハザードマップの改良、周知、活用	洪水ハザードマップの更新・周知	—	・水位周知河川の指定外の周知	水防法改正に基づく新たなハザードマップを作成し、全戸配布済。	・新たな想定区域の配付	—	濁沼湖の周囲についても検討が必要。	・ハザードマップ更新の財源 ・現行のハザードマップは津波と洪水の浸水エリアが異なるため、1枚のハザードマップで対応していたが、国土交通省による最大規模の洪水が起きた場合の浸水想定区域が津波浸水区域と重なるため、現行のハザードマップを新たに津波版と洪水版の2種類作成しなくてはならない	予算の確保	—	社会資本整備審議会での答申に基づく、水位周知河川の追加指定が必要
	内水ハザードマップの作成・周知	浸水想定区域の作成	・基となる内水浸水想定区域図がない	内水浸水想定区域図がない	・基礎となる内水浸水想定区域図がない	—	内水箇所把握が難しい。	内水箇所の把握が難しい	内水箇所の基となるデータ不足	—	県内に内水浸水想定区域図の事例がない
	まるとまごちとハザードマップの作成・拡充	海抜表示などを行っているが、浸水想定をまちなかに表示することのメリット・デメリットの精査	—	—	—	・どの程度まで実施すればいいのかわからない	—	どの程度まで実施すればいいのか検討中。	—	—	—
【再掲】住民(自治会未加入世帯、高齢者、外国人等)への確実な情報伝達方法の確立	【再掲】住民(自治会未加入世帯、高齢者、外国人等)への確実な情報伝達方法の確立	・防災行政無線の老朽化・デジタル化 ・市民への啓発を継続すること。 ・伝達方法の強化	・情報弱者や外国人への伝達方法が不十分	・防災無線設備のデジタル化等への対応 ・情報弱者や外国人への伝達方法が不十分	・防災無線設備のデジタル化への対応 ・外国人への伝達方法	—	・情報を自ら見てもわからない情報が収集できない。 ・ブッシュ型の情報発信がない。	・防災行政無線のデジタル化への対応 ・外国人への情報伝達手段	防災行政無線の老朽化・デジタル化	—	防災情報ネットワークシステム及び茨城県水防情報テレメータシステムの認知度不足
	浸水実績の把握及び周知	正確な浸水実績の把握が必要	・正確な浸水実績が把握できていない ・浸水した範囲の把握が困難	—	・正確な浸水実績が把握できていない	—	データベース等になっていない。	正確な浸水範囲や実績が集計(データベース化)できていない	正確な浸水実績が把握できない	—	正確な浸水範囲や実績が集計(データベース化)できていない
防災教育の促進	水害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	住民へのより一層の周知	—	—	・管理区分の連携	—	明確な問い合わせ先がない	—	—	—	対応窓口が少ない
	水防災に関する啓発・説明会(及び避難訓練)の実施	継続して実施する必要がある。	・説明会等を実施する場合の内容の検討	住民の水防災への理解促進。	・水害に対する危機管理の軽視	—	—	住民の参加率	指導者不足	—	—
	教員を対象とした講習会の実施	水防災意識のさらなる向上	・講習会の内容の検討	市民の出前講座の利用促進	・指導者の不足	—	—	—	指導者不足	気象台の職員が少ない(マンパワーの不足)	—
	小学生を対象とした防災教育の実施	水防災意識のさらなる向上	・学校との調整	市民の出前講座の利用促進	・指導者の不足	—	—	—	指導者不足	気象台の職員が少ない(マンパワーの不足)	—
	出前講座等を活用した講習会の実施	水防災意識のさらなる向上	・水防災に関する認識を高める機会が少ない	市民の出前講座の利用促進	・指導者の不足	—	メニューの選定	—	—	気象台の職員が少ない(マンパワーの不足)	—
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項											
危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	観測施設の未設置箇所がある。	・観測施設の未設置箇所への対応が困難	県管理河川以外の把握方法	・リアルタイムでの情報共有	—	県管理河川以外の把握方法	—	観測施設が未整備	—	水位計等の観測機器の増設が必要

実施する施策	取組内容	水戸市 課題	石岡市 課題	笠間市 課題	鉾田市 課題	小美玉市 課題	茨城町 課題	大洗町 課題	城里町 課題	気象庁 課題	茨城県 課題
(3) 的確な水防活動のための取組											
①水防体制の強化に関する事項											
重要水防箇所 の設置及び水 防資機材の確認	水防活動を支援するための新技術を活用した水 防資機材等の配備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の 実施	さらなる迅速かつ円滑な初動態勢を確立す る。	伝達訓練未実施	—	・複数の通信新方法の採用に伴う費用	—	水防団等の事務局である消防本部との連携 強化	・消防団員が兼任である ・団員数が確保できない	—	—	関係機関との連携強化
水防に関する広 報の充実(水防 団確保に係る取 組)	水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスク が高い区間の共同点検	継続して実施する必要がある。	・水防団や地域住民の日程調整 ・地域住民の参加が難しい	訓練も含めた点検の実施方法	・水防団や地域住民の日程調整 ・地域住民の参加が難しい	—	今年度指定された浸水想定区域(潮沼川沿 川)でリスクが高い場所の確認	地域住民の参加が難しい	水防団や住民の日程調整が難しい	—	共同点検の継続が必要
	水防活動の担い手となる水防団員・協力団体の 募集・指定を促進	・20～30代の団員が少ない ・サラリーマンの団員が多い	・水防団員の高齢化、減少	消防団員の確保	・団員確保が困難	—	人員の確保	・団員数が確保できない ・消防団員が兼任	水防団の高齢化、なりて不足	—	団員募集の効果的な広報の実施が必要
水防訓練の充 実	【再掲】水防団等への連絡体制の再確認と伝達 訓練の実施	さらなる迅速かつ円滑な初動態勢を確立す る。	伝達訓練未実施	—	・複数の通信新方法の採用に伴う費用	—	水防団等の事務局である消防本部との連携 強化	・消防団員が兼任である ・団員数が確保できない	—	—	関係機関との連携強化
	関係機関が連携した実働水防訓練の実施	継続して実施する必要がある。	・指導者不足	—	・指導者の不足	—	知見が無い。	町内河川における訓練の実施	指導者不足	—	関係機関との連携強化
水防団間での連 携、協力に関す る検討	関係機関が連携した実働水防訓練の実施	継続して実施する必要がある。	—	—	・指導者の不足	—	知見が無い。	町内河川における訓練の実施	指導者不足	—	関係機関との連携強化
	地域の建設業者による水防支援体制の検討・構 築	さらなる実効性と安全対策を講じる。	・支援体制の強化	—	・支援体制の構築が困難	—	東日本大震災以降協定を締結したが、連絡 体制の再構築が必要	—	—	—	—
②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項											
市町村庁舎や 災害拠点病院 等の施設関係 者への情報伝 達の充実	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	社会資本整備審議会での答申に基づく、水 位周知河川の追加指定が必要 県防災情報ネットワークシステムの操作方法 の周知
市町村庁舎や 災害拠点病院 等の機能確保 のための対策の 充実(耐水化、 非常用発電等 の整備)	水害時に行政機能を維持するBCPの策定	市職員等への周知徹底	風水害BCPの策定	—	・浸水想定区域の把握	—	—	—	—	洪水予報(県・国)、土砂災害警戒情報(県) の共同発表において、どちらか一方の官署 がダウンした場合「強制発表」を行うが両官 署ダウンした場合の代行処置は決められて いない。	社会資本整備審議会での答申に基づく、水 位周知河川の追加指定が必要
	幹線道路、鉄道や市役所など重要施設の浸水対 策	重要施設が浸水想定区域内に立地	・代替庁舎の確保	—	・浸水想定区域の把握	—	災害対策本部及び本部代替施設が、今年8 月に浸水想定区域となり、別庁舎への代替 施設の検討	—	—	支援の周知・広報	社会資本整備審議会での答申に基づく、水 位周知河川の追加指定が必要
	浸水時においても災害活動を継続するための施 設の整備及び自家発電装置等の耐水化	庁舎が浸水想定区域内に立地	庁舎が浸水想定区域内に立地	笠間支所は浸水想定区域内に立地。	・浸水想定区域の把握	—	別庁舎への代替施設の検討	—	—	自家発電障害の場合対応	社会資本整備審議会での答申に基づく、水 位周知河川の追加指定が必要
	水害に対応した企業BCP策定への支援	水防災に対する意識の向上	・BCP策定状況の把握	—	・該当企業が不明	—	—	—	—	支援するための、情報・知識不足	—
(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組											
排水施設、排水 資機材の運用 方法の改善及び 排水施設の整 備等	緊急排水計画の作成及び排水訓練の実施	—	—	—	・排水機場の運用確認	—	排水先や計画の策定	—	排水設備を所有していない	—	社会資本整備審議会での答申に基づく、水 位周知河川の追加指定が必要
浸水被害軽減 地区の指定	【再掲】浸水実績の把握及び周知	正確な浸水実績の把握が必要	—	—	・正確な浸水実績が把握できていない	—	実施していないのでわからない。	—	正確な浸水実績が把握できない	—	正確な浸水範囲や実績が集計(データベ ース化)できていない
(5) 河川管理施設の整備等に関する事項											
堤防等河川管 理施設の整備 (洪水氾濫を本 然に防ぐ対策)	財政的制約がある中、着実に治水効果を発現さ せるため、背後地の人口・資産状況や近年の浸 水被害状況等を勘案して、治水対策の重点化・ 効率化を進める。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	治水対策の重点化・効率化
	ため池や既存調整池などの施設管理者と連携 し、その機能の保全・有効活用し、貯留機能を最 大限確保する。	ため池等の管理者・全体数が不明	ため池等の管理者が不明、全体数が不明	ため池等の貯留機能の確保	—	—	ため池などの確認	—	—	—	貯める対策の推進
	出水期前の河川総点検の実施	—	—	—	—	—	一級河川以下の河川の点検実施	—	—	—	—
	点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木 及び土砂撤去など適切な維持管理を実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	堤防等の変状の発見や補修、堆積土砂の撤 去など適切な維持管理
地域の安全度をバランス良く向上させるため、近 年の浸水被害状況や現況流下能力等を踏まえ て、治水対策を行う。	—	—	—	—	—	—	人員不足により着手できていない。	—	—	—	上流部・中流部において浸水被害が発生し ている。 河川堤防など多くの未整備箇所の整備が必 要
	近年の降雨状況を踏まえ、河川整備計画の策定 促進と適切な見直し	—	—	—	—	—	浸水したときの影響が読めない。	—	—	—	—
ダム再生の推進	ダムの暫定的な運用方法の検討	—	—	—	—	—	浸水したときの影響が読めない。	—	—	—	国の取組状況の把握及び計画的な維持管理 が必要
樋門・樋管等の 施設の確実な運 用体制の確保	河川管理施設の調査の実施	・管理者との連絡体制	・管理者との連絡体制	—	—	—	施設管理者との情報連絡体制の構築	該当なし	—	—	老朽化により排水機場などの機能低下が懸 念されることから、計画的な維持管理が必要 施設管理者の特定が必要
河川管理の高 度化の検討	ドローンによる調査、測量など、ICT等の最新技 術の活用	—	—	—	—	—	オペレータなど専門技術持得者が少ない	—	—	—	—
その他	【再掲】出水期前の河川総点検の実施	—	—	—	—	—	一級河川以下の河川の点検実施	—	—	—	—
	点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木 及び土砂撤去など適切な維持管理を実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	堤防等の変状の発見や補修、堆積土砂の撤 去など適切な維持管理
(6) 減災・防災に関する国の支援											
適切な土地利用 の促進	【再掲】浸水実績の把握及び周知	正確な浸水実績の把握が必要	—	—	・浸水実績の範囲が不明確な部分がある	—	実施していないのでわからない。	—	正確な浸水実績が把握できない	—	正確な浸水範囲や実績が集計(データベ ース化)できていない
	災害危険区域の指定促進に向けた検討	—	・災害危険区域の実態に係る対応	—	—	—	実施していないのでわからない。	災害危険区域を指定した際の支障等につい て	災害危険区域の実態が不明	—	先進事例の収集と情報共有
災害時及び災害 復旧に対する支 援	災害対応力の向上にかかる取組	技術者の技術力向上	・災害復旧経験者(技術者)の不足	後継者の育成	・災害復旧における技術者等の不足	—	—	—	—	—	職員の技術力向上

(3)概ね5年で実施する取組

対象外
未実施

実施する施策	取組内容	水戸市 今後の取組	石岡市 今後の取組	笠間市 今後の取組	鉾田市 今後の取組	小美玉市 今後の取組	茨城町 今後の取組	大洗町 今後の取組	城里町 今後の取組	気象庁 今後の取組	茨城県 今後の取組
(1)大規模氾濫減災協議会の設置											
大規模氾濫減災協議会の設置	県管理河川を対象として、国、県、市町村、関係機関からなる減災対策協議会及び幹事会を設置し、減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築する	現在の取組を継続し、減災の取組の実効性を高めていく(H30～)	減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築していく。(H29～)	連携会議を継続して開催する。(H30～)	減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築していく。(H30～)	検討中(H29～)	町でどの様に取り組みか検討。(H29～)	減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築していく(H30～)	減災の取組を継続し、実効性のあるものにしていく(H30～)	引き続き対応していく	協議会における取組方針の推進(H29～)
(2)円滑かつ迅速な避難のための取組											
①情報伝達、避難計画等に関する事項											
洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	洪水予報河川及び水位周知河川を対象としたホットライン体制の構築	—	構築されたホットラインの該当者への周知徹底と情報の毎年更新(H30～)	構築されたホットラインの該当者への周知徹底と情報の毎年更新。(H30～)	構築されたホットラインの該当者への周知徹底と情報の毎年更新。(H30～)	—	構築されたホットラインの該当者への周知徹底と情報の毎年更新。	—	ホットライン体制や運営方法について、当協議会等で検討し統一的方法をまとめられないか。	—	引き続き、洪水予報河川及び水位周知河川以外での水位情報の提供
避難勧告等に関するガイドライン(H29.1)に基づく避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し	「避難勧告等に関するガイドライン(H29.1)」に基づく避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し	—	ガイドラインを参照するとともに気象庁の流域雨量指数による予測等を活用しマニュアルの見直しを検討する(H30～)	濁沼川の浸水想定区域の見直しに伴い、マニュアルの見直しを検討する。(H30～)	見直しを進める。(未定)	検討中(H29～)	ガイドライン及び、今年8月に指定となった濁沼川の避難判断水位等も参考に見直しする。(未定)	避難勧告等の発令基準として、定量的な基準を設けたいと考えている。(未定)	改定されたガイドラインに合わせたマニュアルの作成(H30～)	—	新ガイドラインに基づき見直しが進むよう、引き続き、必要に応じて助言等を実施
住民(自治会未加入世帯、高齢者、外国人等)への確実な情報伝達方法の確立	防災行政無線の再整備(H29、30)・防災訓練・研修をはじめあらゆる機会・媒体を活用した啓発の継続 防災ラジオの段階的な配布(H30～)	—	防災無線設備のデジタル化を実施(H30～)・情報弱者や外国人への情報伝達方法について検討する(H30～)	デジタル化も見据えながら、防災無線の改修と難聴地域には個別受信機の設置を検討する。(H30～)	防災無線デジタル化へ設備更新実施(H29～)	検討中(H29～)	伝達方法の検討。(未定)	デジタル化対応の戸別受信機を再配布(H31年度以降) 外国人への情報伝達方法について検討(未定)	デジタル化も見据えながら、防災無線の改修方法を検討する。(H30～)	—	防災情報ネットワークシステム(茨城県防災・危機管理ポータルサイト)や茨城県テレメータシステムの操作訓練や住民への周知を実施(H29～)
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	—	洪水予報河川(水位周知河川)について、県と調整しながらタイムラインを作成する(～H30) 現在ある水害チェックリストを参考にしながら、タイムラインの作成を実施(H30～) 気象庁の流域雨量指数を活用した雨量等でのタイムライン作成を検討する(H30～) 最近の1時間に100ミリを超えるような大雨を想定したタイムラインの作成(H30～)	最近の1時間に100ミリを超えるような大雨を想定したタイムラインの作成(H30～)	洪水予報河川(水位周知河川)について、県と調整しながらタイムラインを作成する(～H30)	検討中(H29～)	現在ある水害チェックリストを参考にしながら、タイムラインの作成を実施。(未定)	避難勧告等の発令基準として、定量的な基準を設けたいと考えている。(未定)	現在ある水害チェックリストを参考にしながらタイムラインを作成(未定)	—	引き続きタイムライン作成を行うその他の河川について気象情報等により対応できるか検討する
タイムライン(ホットラインを含む)に基づく首長も参加した実践的な訓練	—	—	タイムラインを作成し、訓練実施について検討する(H31～) 市防災訓練の中(一部で)で取り組んでいく(H31～)	訓練内容について検討する。(未定)	タイムラインを作成し、訓練実施について検討する。(H30～)	—	今後他事例を参考に検討する。(未定)	水害に特化した訓練実施について検討(未定)	タイムラインの作成後、実施に向け検討(未定)	—	市町村の団上型防災訓練の実施を支援
住民が参加する避難訓練	継続すること。	—	水害に特化した訓練実施について検討する(H30～)	訓練内容について検討する。(未定)	タイムラインを作成し、訓練実施について検討する。(H30～)	—	今後他事例を参考に検討する。(未定)	水害に特化した訓練実施について検討(未定)	訓練方法の検討(未定)	—	引き続き実施
気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現像」等の改善(水害時の情報入手のしやすさをサポート)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	検証し精度の向上を計る	—
水害危険性の周知促進	水位周知河川の指定推進	—	—	—	—	—	—	—	—	—	水位周知河川への指定基準を策定し、指定を検討する(H29～)
ICTを活用した洪水情報の提供	プッシュ型の洪水予報等の情報発信	—	防災行政無線の再整備(H29、30)・防災ラジオの段階的な配布(H30～)	—	今後、国管理の一級河川のプッシュ型の情報発信等を参考に情報収集する(H30～) 国や県のシステムを利用を検討する(H30～)	—	今後国管理の一級河川のプッシュ型の情報発信等を参考に情報収集する(H30～) 国や県のシステムを利用を検討する(H30～)	—	—	—	防災情報メール配信機能の広報(H29～)
隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等	広域避難計画の策定	—	緊急避難所の運営マニュアル等をH31年度の策定に向け調整している。(H29～)	—	—	—	浸水想定区域に入人口を把握し、町内施設で収容しきれるか検討する。(未定)	—	広域避難の必要性について検討(未定)	—	広域避難に関するガイドラインを策定する(H29～)
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	防災情報等に関する説明会の開催 避難確保計画の実行性・継続性確保のための点検 避難行動要支援者個別計画の作成等の促進	施設への個別説明等を継続 施設への個別説明等を継続 地域の支援関係者の協力を得ながら個別計画の作成を進める。(未定)	今後検討していく(H30～) 今後検討していく(H30～) 関係部局や民生委員などの協力を得ながら計画の見直しを進めていく(H29～)	会議の内容を工夫し、今後も継続して開催する。(H30～) 災害支援協定連絡会議や要配慮施設の所管理を通じて、避難計画策定の推進を図る。(H30～) 民生委員などの協力を得ながら計画作成を進めていく。(H30～)	検討する(H30～) 策定を支援する(H30～) 策定を支援する(H30～)	実施の検討(未定) 実施の検討(未定) —	今後検討する。(未定) 今後検討する。(未定) 関係課と協力し、促進する(未定)	施設管理者への説明会を実施(未定) 地域防災計画の改訂(未定) 施設管理者への説明会を実施(未定)	— — 関係機関と協議を進める(未定)	— — —	進捗状況について情報共有を行う(H30～) 進捗状況について情報共有を行う(H30～) 進捗状況について情報共有を行う(H30～)
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項											
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	想定最大規模降雨による浸水想定区域図、家屋倒壊危険区域の公表	—	—	—	—	—	平成30年度に水害ハザードマップ作成の予算要求	想定最大規模降雨による浸水想定区域図については、H30年度にハザードマップを作成予定(H30～)	—	—	新たに水位周知河川に指定した場合、洪水浸水想定区域図の作成・公表を行う(H30～)
水害ハザードマップの改良、周知、活用	洪水ハザードマップの更新・周知 内水ハザードマップの作成・周知 まるとまごごとハザードマップの作成・拡充	— 内水対策の全体計画の中で検討(未定) 有効性の検討(未定)	次年度予算要求を行い、ハザードマップを作成し周知する(H30～) 過去の内水実績をもとにしたハザードマップの作成を検討する(H30～)	新たなハザードマップを作成する。(H29～) — —	市域のハザードマップ更新を進める(～H30) — —	次回更新に向けての検討(未定) — —	次年度予算要求を行い、作成する。(H30～) — —	H30年度にハザードマップの更新予定(H30～) — —	次回更新に向けて検討(H30～) — —	— — —	新たに水位周知河川に指定した場合、洪水浸水想定区域図の作成・公表を行う(H30～) — —
浸水実績等の周知	【再掲】住民(自治会未加入世帯、高齢者、外国人等)への確実な情報伝達方法の確立 浸水実績の把握及び周知	防災行政無線の再整備(H29、30)・防災訓練・研修をはじめあらゆる機会・媒体を活用した啓発の継続 防災ラジオの段階的な配布(H30～) 正確な水害統計の実施等に努める。(未定)	防災無線設備のデジタル化を実施(H30～)・情報弱者や外国人への情報伝達方法について検討する(H30～) 正確な浸水範囲の把握(水害統計を正確に実施等)に努める(H29～) 過去の洪水実績を反映したハザードマップの作成を検討する(H30～)	デジタル化も見据えながら、防災無線の改修と難聴地域には個別受信機を設置を検討する。(H30～) 今後関係機関で情報を共有し、対応について連携していく。(H30～)	防災無線デジタル化へ設備更新実施(H29～) — 過去の資料により把握済、周知を検討する。(未定)	検討中(H29～) — —	伝達方法の検討。(未定) — —	デジタル化対応の戸別受信機を再配布(H31年度以降) 外国人への情報伝達方法について検討(未定)	デジタル化も見据えながら、防災無線の改修方法を検討する。(H30～)	— — —	防災情報ネットワークシステム(茨城県防災・危機管理ポータルサイト)や茨城県テレメータシステムの操作訓練や住民への周知を実施(H29～) 関係機関と情報共有を図る(H30～)
水害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	—	広報誌やホームページ等に周知する。(未定)	—	内部調整を実施する(H30～)	引き続き窓口対応の連携を図る	—	問い合わせ窓口について検討(未定)	—	窓口の一元化の検討(未定)	—	問い合わせ窓口の拡充(H29～)
防災教育の促進	水防災に関する啓発・説明会(及び避難訓練)の実施 教員を対象とした講習会の実施 小学生を対象とした防災教育の実施 出前講座等を活用した講習会の実施	継続して実施し、さらなる啓発を図る。 継続して実施し、さらなる意識向上を図る。 継続して実施し、さらなる意識向上を図る。 継続して実施し、さらなる意識向上を図る。	水害リスクのある地域への今後説明会の開催を検討する(H30～) 広報紙への掲載、新たなハザードマップを作成し、行政区等への説明を行う(H29～) 教育委員会との協議を検討する(H30～) 教育委員会との協議を検討する(H30～) 引き続き出前講座を開催する(H29～)	広報紙への掲載、新たなハザードマップを作成し、行政区や自主防災組織へ説明を行う。(H29～) 引き続き、笠間市学校防災推進委員会の中で説明を行う。(H29～) 教育委員会との協議を図る(H30～) 教育委員会との協議を図る(H30～) 引き続き出前講座を開催する。(H30～)	ハザードマップを更新(H29)、配付(H30～) — — —	— — — —	水害リスクのある地域へ今後説明会の開催を検討(未定) — — 必要に応じて検討(未定)	水防災に関する取組について検討中(H29～) — — 必要に応じて実施(未定)	検討していく(未定) — — 必要に応じて実施(未定)	— — — —	引き続きパネル展等を実施(H29～) 引き続き気象予報士会及び防災士会と連携し対応していく 引き続き気象予報士会及び防災士会と連携し対応していく 引き続き気象予報士会及び防災士会と連携し対応していく 引き続き気象予報士会及び防災士会と連携し対応していく
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項											
危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	観測施設の設置、有効性、さらには設置場所について検討する。(未定)	市で河川監視カメラの導入を検討(H30～)・国や県のシステム活用していく(H29～) 地元と水位計設置箇所を調整し、県と整備を進める(H30～)	市単独での整備は予定していない。今後も県のシステム活用していく。(H30～)	—	—	水位計の設置検討(未定)	—	国や県のシステムを活用する(未定)	—	水位計等の増設を行う(H29～)

実施する施策	取組内容	水戸市 今後の取組	石岡市 今後の取組	笠間市 今後の取組	鉢田市 今後の取組	小美玉市 今後の取組	茨城町 今後の取組	大洗町 今後の取組	城里町 今後の取組	気象庁 今後の取組	茨城県 今後の取組	
(3)的確な水防活動のための取組												
①水防体制の強化に関する事項												
重要水防箇所 の設置及び水 防資機材の確認	水防活動を支援するための新技術を活用した水 防資機材等の配備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	引き続き必要な資機材を整備する(H29～)	
	水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の 実施	引き続き、研修等において活動の理解を深 めるなど、緊密な連携体制の構築を推進す る。	毎年出水期前に連絡体制等の点検を行う (H29～)	地元消防団との連絡体制を維持していく。 (H29～)	・消防団訓練で実施している。(H29～)	—	—	再点検を実施する。(未定)	検討中(H29～)	—	連絡体制の再検討(未定)	
	水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスク が高い区間の共同点検	継続して実施する。	—	—	・管理者が実施する共同点検に参加する(促 す)(H30～)	・市報や回覧板等で参加を促す(H30～)	—	—	河川管理者の指導を受け確認作業を検討す る。(未定)	今後も継続して実施	管理者の指導を受け検討する(未定)	引き続き実施
	水防に関する広 報の充実(水防 団確保に係る取 組)	水防活動の担い手となる水防団員・協力団体の 募集・指定を促進	今後も継続して、報誌やホームページ、ポス ターで募集を行う。	・継続して募集(H29～)	消防団員の募集活動に取り組んでいく。 (H30～)	・消防団員による入団勧誘(継続実施)	—	—	広報誌、HPなどの活用検討(未定)	団員の募集(未定)	—	継続して募集活動に取り組んでいく
水防訓練の充 実	【再掲】水防団等への連絡体制の再確認と伝達 訓練の実施	引き続き、研修等において活動の理解を深 めるなど、緊密な連携体制の構築を推進す る。	毎年出水期前に連絡体制等の点検を行う (H29～)	地元消防団との連絡体制を維持していく。 (H30～)	・消防団訓練で実施している。	—	—	再点検を実施する。(未定)	検討中(H29～)	—	関係機関が連携した訓練を行うことを検討す る(H30～)	
	関係機関が連携した実働水防訓練の実施	毎年継続して実施する。	・他地区の水防訓練に参加し、技術力の向上 を図る(H30～)	—	・管理者が実施する訓練に参加を検討する。 (H30～)	—	—	今後他事例を参考に検討する。(未定)	今後も継続して参加(未定)	—	今後検討する(未定)	
水防団間での連 携、協力に関す る検討	関係機関が連携した実働水防訓練の実施	毎年継続して実施する。	・他地区の水防訓練に参加し、技術力の向上 を図る(H30～)	—	・管理者が実施する訓練に参加を検討する。 (H30～)	—	—	今後他事例を参考に検討する。(未定)	今後も継続して参加(未定)	—	今後検討する(未定)	
	地域の建設業者による水防支援体制の検討・構 築	今後とも緊密な連携体制を構築する。	・建設業協会と連絡・支援体制の強化に取り 組んでいく(H30～)	協定を継続していく。(H30～)	・建設業協議会と体制を構築済	—	—	連絡体制の再構築など検討(未定)	—	—	今後検討する(未定)	
②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項												
市町村庁舎や 災害拠点病院 等の施設関係 者への情報伝 達の充実	水位周知河川への追加指定を検討 異防災情報ネットワークシステムを活用した 情報共有を図るため、引き続き、システム操 作研修を実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	水位周知河川への追加指定を検討 異防災情報ネットワークシステムを活用した 情報共有を図るため、引き続き、システム操 作研修を実施	
	水害時に行政機能を維持するBCPの策定	必要に応じた改定(未定)	・風水害BCPの策定を検討する。(H30～)	計画策定のための検討をする。(H30～)	・計画策定のための検討をする(未定)	—	—	計画策定のための検討をする。(未定)	—	—	優先度を決め引き続き対応していく	新たに水位周知河川に指定した場合、洪水 浸水想定区域図の作成・公表を行う(H30～)
	幹線道路、鉄道や市役所など重要施設の浸水対 策	浸水対策のより一層の強化(未定)	・道路管理者へ対策を促す(H30～)	施設管理者へ対策を促す。(未定)	・道路管理者、施設管理者への対策促す(未 定)	—	—	代替施設の新たな選定や、既存設備の浸水 対策の検討(未定)	対策済	施設管理者へ対策を促す(H30～)	継続した各浸水対策の作成の支援	新たに水位周知河川に指定した場合、洪水 浸水想定区域図の作成・公表を行う(H30～)
	浸水時においても災害活動を継続するための施 設の整備及び自家発電装置等の耐水化	自家発電機を屋上に設置(H29～)	・耐水化の検討(H29～)	浸水した場合の代替え施設の選定の検討 (H30～)	・耐水化の検討を行う(未定)	—	—	耐水対策の検討(未定)	対策済	—	自家発電システム操作訓練等を実施	新たに水位周知河川に指定した場合、洪水 浸水想定区域図の作成・公表を行う(H30～)
水害に対応した企業BCP策定への支援	企業向けの講演会の開催を検討する。(未 定)	・浸水エリアの企業にハザードマップを配布 し、水害リスクの認識を高める(H30～)	・検討していく(未定)	—	—	—	今後検討をする。(未定)	—	—	—	先進事例等を情報提供する(H30～)	
(4)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組												
排水施設、排水 資機材の運用 方法の改善及び 排水施設の整 備等	緊急排水計画の作成及び排水訓練の実施	—	—	—	・国の排水ポンプ車を貸与により使用できる よう国で実施の排水ポンプ車使用訓練へ参 加(H29～)	—	—	検討する。(未定)	—	—	新たに水位周知河川に指定した場合、洪水 浸水想定区域図の作成・公表を行う(H30～)	
	浸水被害軽減 地区の指定	【再掲】浸水実績の把握及び周知	・正確な水害統計の実施等に努める。(未定)	・正確な浸水範囲の把握(水害統計を正確に 実施等)に努める(H29～)	・過去の洪水実績を反映したハザードマップ の作成を検討する(H30～)	・今後も関係機関で情報を共有し、対応につ いて連携していく。(H30～)	—	過去の資料により把握済	—	—	今後検討する。(未定)	関係機関と情報共有を図る(H30～)
(5)河川管理施設の整備等に関する事項												
堤防等河川管 理施設の整備 (洪水氾濫を未 然に防ぐ対策)	財政的制約がある中、着実に治水効果を発現さ せるため、背後地の人口・資産状況や近年の浸 水被害状況等を勘案して、治水対策の重点化・ 効率化を進める。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	引き続き下流部への影響のない範囲で、上 流部・中流部の対策を進める	
	ため池や既存調整池などの施設管理者と連携 し、その機能の保全・有効活用し、貯留機能を最 大限確保する。	県のモデル事業を参考に、機能の有効性を 検討する。(未定)	・地元土地改良区等と協議し、対応策を含め 把握する(H30～)	ため池等が機能するよう、引き続き維持管理 を行う。(H30～)	—	—	地元土地改良区などに調査を行い、把握す る。(未定)	—	—	—	貯める対策の検討を進める(H29～)	
	出水期前の河川総点検の実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	引き続き実施	
	点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木 及び土砂撤去など適切な維持管理を実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	引き続き優先度を決め対応していく	
地域の安全度をバランス良く向上させるため、近 年の浸水被害状況や現況流下能力等を踏まえ て、治水対策を行う。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	引き続き下流部への影響のない範囲で、上 流部・中流部の対策を進める	
	近年の降雨状況を踏まえ、河川整備計画の策定 促進と適切な見直し	—	—	—	—	—	—	—	—	—	引き続き必要に応じて実施	
ダム再生の推進	ダムの暫定的な運用方法の検討	—	—	—	—	—	—	—	—	—	国の取組状況について情報共有を図る(H30 ～)	
樋門・樋管等 の施設の確実な運 用体制の確保	河川管理施設の調査の実施	管理者と協議し適切な運用対応に努める。 (未定)	・土地改良区等に依頼し、出水時の対応を依 頼する(H29～)	現在の連絡体制を維持する。(H30～)	・施設管理者(土地改良区等)と連絡体制の 協議検討をする(H30～)	—	施設管理者(土地改良区等)と協議検討す る。(未定)	—	—	—	占用施設の管理者へ浸水時等の適切な対応 を徹底(H29～)	
河川管理の高 度化の検討	ドローンによる調査、測量など、ICT等の最新技 術の活用	—	—	—	—	—	実施の検討(未定)	運用方法について検討する(未定)	—	—	ドローンによる調査、測量など最新技術の活 用を検討(H30～)	
その他	【再掲】出水期前の河川総点検の実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	引き続き実施	
	点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木 及び土砂撤去など適切な維持管理を実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	引き続き優先度を決め対応していく	
(6)減災・防災に関する国の支援												
適切な土地利用 の促進	【再掲】浸水実績の把握及び周知	正確な水害統計の実施等に努める。(未定)	・正確な浸水範囲の把握(水害統計を正確に 実施等)に努める(H29～)	・過去の洪水実績を反映したハザードマップ の作成を検討する(H30～)	・今後も関係機関で情報を共有し、対応につ いて連携していく。(H30～)	—	過去の資料により把握済	今後検討する。(未定)	—	—	関係機関と情報共有を図る(H30～)	
	災害危険区域の指定促進に向けた検討	—	・浸水被害軽減地区の候補地について消防・ 警察等と情報共有を図る(H30～)	—	—	—	実施の検討(未定)	今後検討する。(未定)	—	—	災害危険区域の指定に係る事例について情 報共有を図る(H30～)	
災害時及び災害 復旧に対する支 援	災害対応力の向上にかかる取組	国、県が実施する講習会等を受講し、技術力 向上を目指す。(未定)	・国県が実施する講習会等の受講をしながら、 技術習得を目指す(H29～)	他機関が開催する研修会へ参加するととも に、後継者の育成を図る。(H30～)	講習会・訓練等への参加(継続実施)	—	講習会・訓練等への参加(継続実施)	講習会等の受講をしながら、技術習得を目標 とする。(未定)	必要に応じて各団体と協定等の締結を実施 (未定)	他機関が開催する研修会等に参加しながら、 技術習得を目指す(未定)	—	引き続き災害復旧講習会を実施するととも に、積極的な参加を呼び掛ける